

全国の婦人消防隊・婦人防火クラブのみなさまへ

婦人消防隊員等 福祉共済



年間**800**円の掛金で

最高**500**万円の保障

- 少ない掛金で高額保障!
- 保障範囲はワイド!
- 手続き簡単!

財団法人 日本消防協会

加入方法

加入申込

個人又は隊、もしくはクラブ等ごとに、所定の婦人消防隊員等福祉共済制度加入申込書に加入者の氏名等を連記し、掛金を添えて市町村（消防本部）の担当者へ加入申込をします。
※できるだけ加入月の前月までに郵送いたします。

加入時期

毎年・4月1日

※7月1日、10月1日及び1月1日の加入もできます。

加入手続

市町村（消防本部）の担当者は、所定の加入申込書を加入月の15日までに都道府県消防協会を通じて、日本消防協会に提出します。同時に掛金を同様の方法により送金します。

掛金額

掛金 年間800円（4月1日加入の場合）

中途加入の場合	加入時期	7月1日	10月1日	1月1日
	掛金額	600円	400円	200円

加入資格

年齢満76歳未満の婦人消防隊員及び婦人防火クラブ員等で、加入申込時に健康な人。

保証期間

加入日から翌年3月31日までとなります。

<例>	加入日・4月1日	翌年3月31日まで
	加入日・10月1日	

共済金の給付

1. 弔慰金又は重度障害見舞金

<1> 災害発生時等の防災活動に従事中の事故により死亡又は重度障害状態の場合	500万円
<2> 防災活動（<1>の防災活動を除く）に従事中の事故により死亡又は重度障害状態の場合	300万円
<3> 上記以外の事由で死亡又は重度障害状態の場合	30万円

2. 障害見舞金

事故又は疾病による障害状態の場合	25～3万円・障害の等級により
------------------	-----------------

3. 入院見舞金

<1> 防災活動に従事中の事故又は疾病により10日以上入院した場合	1日につき600円（120日を限度）
<2> 防災活動に従事中以外の事故又は疾病により20日以上入院した場合	1日につき600円（120日を限度）

目次

- [1. 平成15年度消防庁総合防災訓練等の実施](#)
- [2. 「防火管理講習」講師会議の開催](#)
- [3. 地方からの便り](#)
- [4. あなたも危険物取扱者・消防設備士に](#)
- [5. 婦人消防隊員等福祉共済](#)
- [6. 日本防火協会からのお知らせ](#)